

特定景観形成歴史的建造物の指定について

■ 主旨

「旧藤本家住宅主屋及び東屋」の特定景観形成歴史的建造物の指定について

■ 建物の履歴

当屋敷地は、かつて馬場村の旧家澤野家一族の所有地で、昭和17年（1942）頃、当時鶴見曹達（※）の設計・測量関係の仕事をしていた藤本氏が購入し、疎開のために移り住んだとされています。以降定住し、平成25年（2013）に横浜市が買い取るまで、藤本家の住宅として住み継がれてきました。

主屋は、港北区の篠原から移築されたとされています。棟木の墨書から、澤野富次郎によって大正2年（1913）3月に上棟したことが確認されています。東屋は、茅を保管する納屋を藤本家が改修したもので、かつてはこの様な茅葺の納屋が他に5〜6棟建っていたと云われています。建築年は不明です。

※鶴見曹達（つるみそーだ）は、苛性ソーダや塩素など電解製品の製造を行っていた企業です。



馬場花木園内（ショウブ田越しに見る東屋）
平成28年8月撮影

■ 建物の価値

当屋敷地は丘陵に挟まれた谷戸で、旧藤本家住宅主屋は、その北東の丘陵を背に南面して建ち、かつては主屋南西に谷戸田が広がっていました。昭和17年（1942）頃、藤本家が屋敷地ごと購入して移住し、昭和56年（1981）頃に谷戸田の一部を菖蒲池へ再整備して地域の人々へ開放しました。開放後の主屋は休憩施設として利用されていました。

主屋は谷戸に移築された民家として、時代の要求に伴う敷地利用等に応じて民家、個人住宅から休憩施設へとその使い方を変化させ、茅葺屋根の姿を維持しながら現在まで利用されてきました。各所有者、時代、周辺環境と共にその歴史的、文化的価値を積層してきた貴重な遺構といえます。

東屋は、納屋を茶室として改修したもので、主屋と一体となり、農家の屋敷を形成してきた附属屋の遺構として評価されます。

主屋裏の丘陵は竹林やケヤキ等の樹林が育成し、丘陵から沸いた湧水（ハケ水）が主屋前を東西へ横断するせせらぎとなり、現ショウブ田（当時の谷戸田、菖蒲池）へ流れ落ちます。丘陵と谷戸が織りなす起伏のある地形と、湧水（ハケ水）が注ぐショウブ田（かつての谷戸田の一部）、茅葺主屋と附属屋（納屋＝東屋）は、往時の本地域の谷戸田の原風景を彷彿とさせ、かつ、今に伝える貴重な歴史的景観です。

■ 建物の現況

現在の間取りは右土間、整形四つ間であるが、痕跡等から元々は広間型とされ、土間境中央に大黒柱が建ち、土間境、部屋境は差鴨居を多用しています。建物の建ちは高く、小屋組は上屋と一の下屋からなり、南正面から西面は化粧垂木天井として茅を葺き下ろしています。主屋は谷戸に移築された民家として、時代の要求に伴う敷地利用等に応じて民家、個人住宅から休憩施設へとその使い方を変化させ、現在まで利用されてきました。

主屋及び東屋共に、間取り等が改変されているものの、茅葺屋根が維持されています。



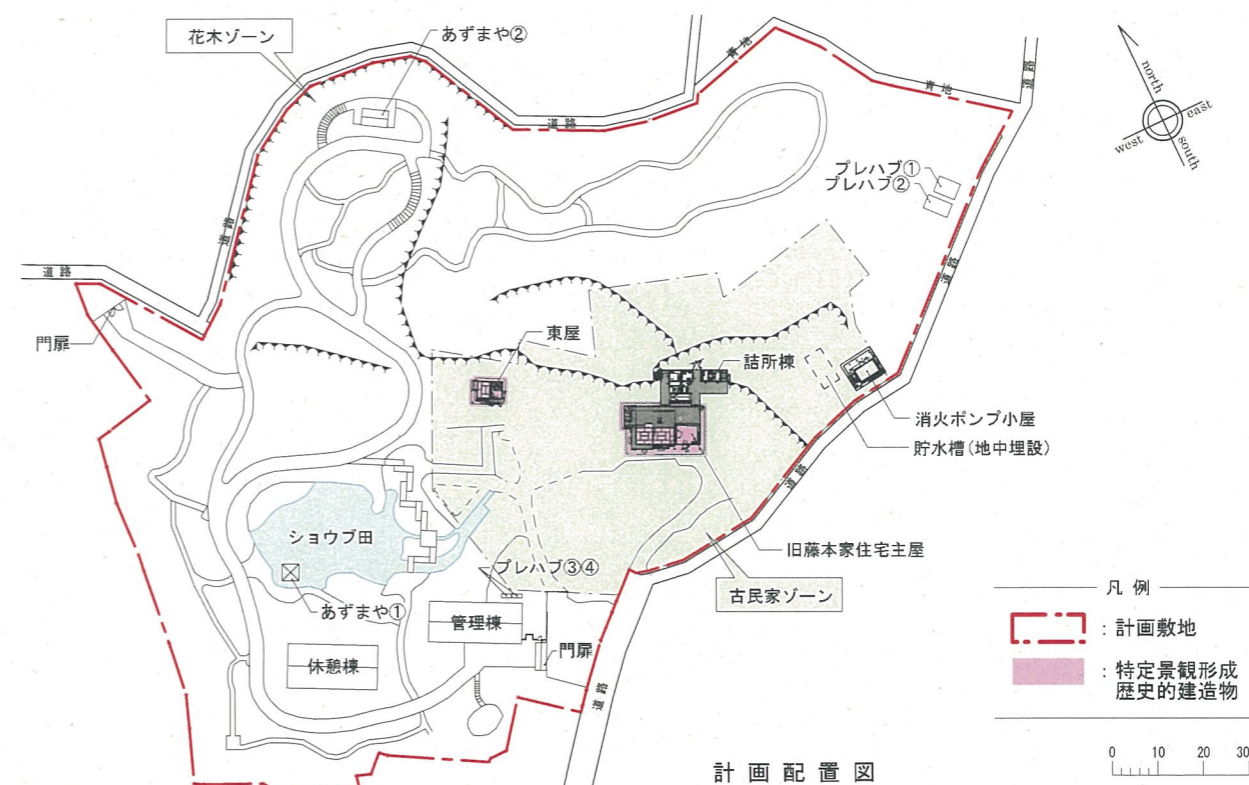
旧藤本家住宅主屋：南側外観 平成25年9月撮影



東屋：南東側外観 平成25年9月撮影

■ これまでの経緯及びこれからの予定

年代	旧藤本家住宅主屋及び附属屋（東屋）に関連する事項
江戸時代末期～明治初期	港北区篠原に建築
大正 2 (1913) 年	澤野家によって、当地へ移築（年代は上棟年）
昭和17 (1942) 年頃	藤本家が建物及び敷地を購入
昭和56 (1981) 年	谷戸田（水田）を菖蒲園として開放
平成 4 (1992) 年	「藤本家住宅旧主屋」として横浜市認定歴史的建造物に認定
平成10 (1998) 年	主屋の小屋組・床組補強
平成11 (1999) 年	馬場花木園（風致公園）オープン
平成25 (2013) 年	市が建物及び敷地を購入
平成25 (2013) 年	基礎調査・耐震診断の実施
平成27 (2015) 年	基本設計・「旧藤本家住宅主屋及び東屋 保存活用計画(案)」作成
平成28 (2016) 年	「旧藤本家住宅主屋及び東屋 保存活用計画」策定（予定） 特定景観形成歴史的建造物に指定（予定） 旧藤本家住宅主屋及び東屋 耐震補強等工事実施設計 旧藤本家屋敷地 外構整備工事実施設計（予定）
平成29・30 (2017・18) 年	旧藤本家住宅主屋及び東屋 耐震補強等工事（予定） 旧藤本家屋敷地 外構整備工事（予定）
平成31 (2019) 年	馬場花木園として一般公開（予定）



■ 今後の方針

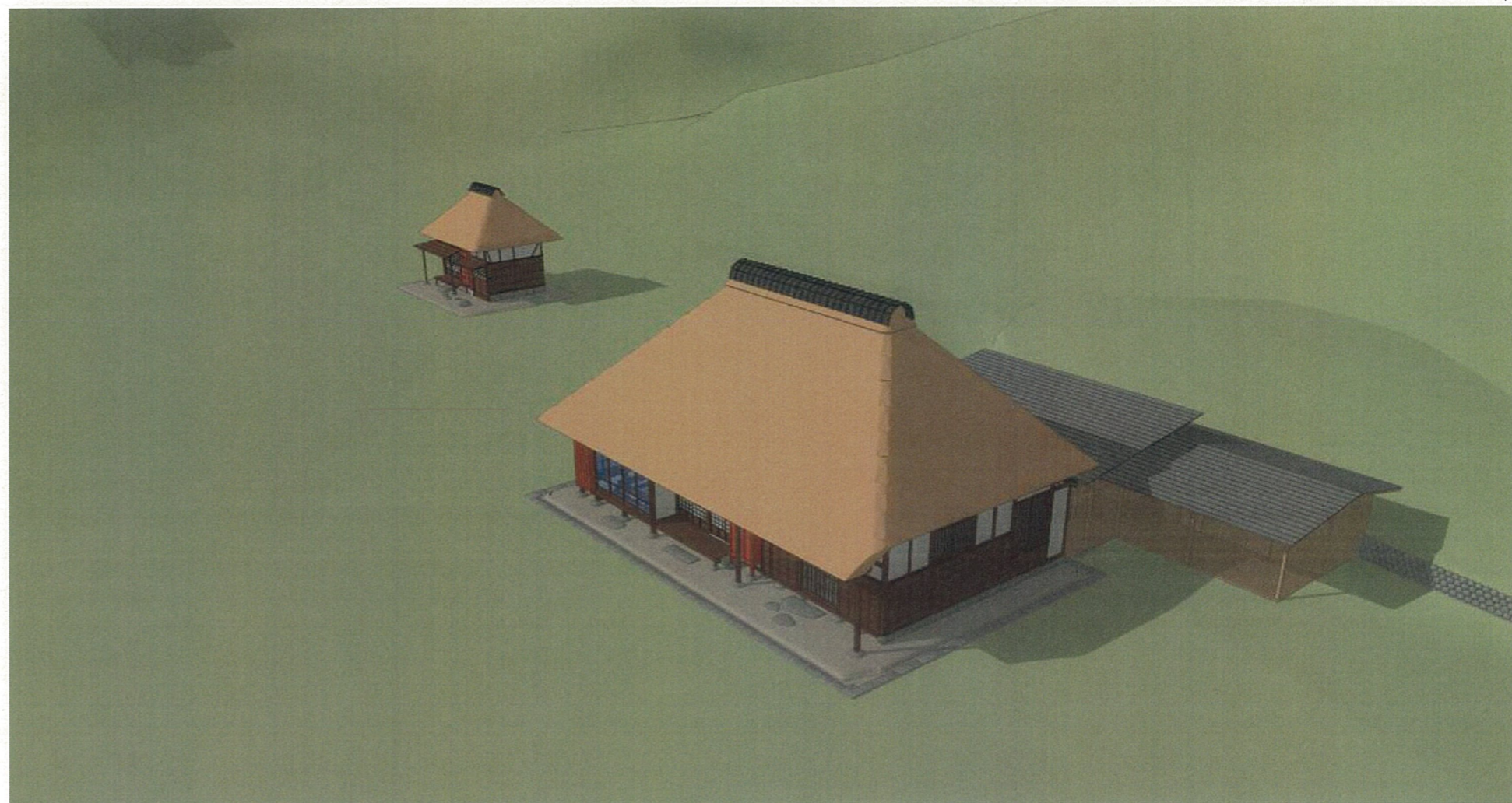
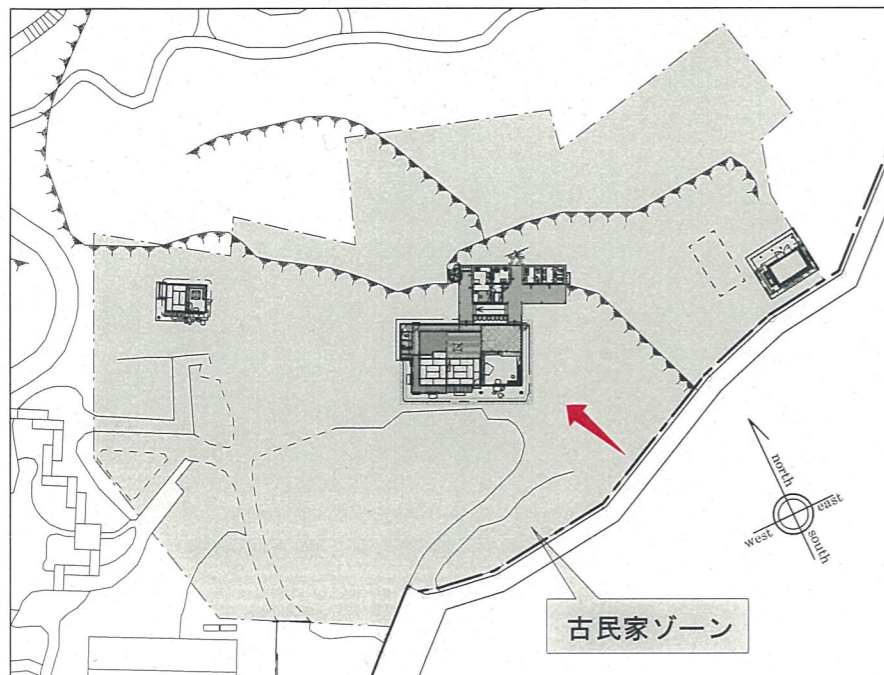
旧藤本家屋敷地は、馬場花木園（風致公園）の一部として整備されます。主屋及び東屋は、耐震補強工事、活用改修工事及び補修工事を実施し、公園施設（歴史的建造物）として保存、活用整備されます。

本審議会にて頂いたご意見を踏まえ「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の第14条の4（保存活用計画の策定等）」に基づき、旧藤本家住宅主屋及び東屋保存活用計画を策定し、「特定景観形成歴史的建造物」の指定・告示を行います。

また、「特定景観形成歴史的建造物」の指定・告示の後、本建物を再建するにあたり、建築基準法（第63条屋根）・（第35条排煙設備）・（第35条の2.内装制限）に抵触している事項について、建築審査会の同意を得て、建築基準法第3条第1項第3号（建築基準法の適用除外）の指定を受けるための申請を行います。

建築基準法第3条第1項第3号の指定の後、特定景観形成歴史的建造物の現状変更等の許可について申請し、許可をもって工事に着手します。

旧藤本家住宅主屋及び東屋 参考図



鳥瞰図



外観パース